

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
1	横浜市鶴見区在住 86歳の女性	平. 1 8 . 4 . 1 8	肺がん	平. 1 9 . 3 . 2 9	平. 1 9 . 4 . 1 8	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	原処分を取り消す 本件においては、医学的には石綿起因性の肺がんであると確定診断することはできない。しかし、死亡者には胸膜プラークが認められ、同人が石綿による健康被害を受けたことが疑いないのであるから、本件のように石綿起因性の肺がんである可能性を否定できない場合には、法に定める肺がんにかかったとの認定をすべきものと考え	死亡者は、審査請求人の夫 大正13年、東京都大田区で出生 昭和21年以降、塗装業、石綿工事に従事 死亡年月は、平成13年8月(享年77歳) 裁決の詳細は、別添No. 1を参照
2	東京都江東区在住 75歳の女性	平. 1 8 . 1 0 . 1 0 (認定申請・・・ 平. 18. 6. 10)	肺がん	平. 1 9 . 4 . 2 5	平. 1 9 . 6 . 4	認 定	棄 却 本件については、右下肺野の一見プラークと見えるものは、肺がんの胸膜への浸潤の可能性が高く、他にプラークも肺線維化も認められず、したがって認定申請者のかかった肺がんについて石綿を吸入することによりかかったものではないとした原処分は妥当と認められる	認定申請者は、審査請求人の夫 昭和6年、東京都江東区で出生 昭和26年以降、左官・タイル業に従事 死亡年月は、平成18年9月(享年75歳)

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
3	愛媛県新居浜市 在住 70歳の女性	平. 1 9 . 1 . 2 4 (認定申請・・・ 平. 18. 11. 20)	中皮腫	平. 1 9 . 5 . 1 6	平. 1 9 . 6 . 6	認 定	原処分を取り消す 本件においては、医学的には、中皮腫か肺がんか、肺がんとしても石綿起因性のものかのいずれなのかを確定診断することが困難であって、中皮腫、石綿起因性の肺がんのいずれの可能性も否定し難いのであるから、その結果を請求人に不利益に解して不認定とすることは法の趣旨に反するので、中皮腫ないし石綿起因性の肺がんを認定して差し支えないと考える	認定申請者は、審査請求人の夫 昭和15年、愛媛県新居浜市で出生 昭和50年～平成2年、解体作業等に従事 死亡年月は、平成19年1月(享年66歳) 裁決の詳細は、別添No. 2を参照
4	名古屋市中村区 在住 49歳の男性	平. 1 9 . 2 . 1 4 (認定申請・・・ 平. 18. 9. 20)	中皮腫	平. 1 9 . 5 . 3 0	平. 1 9 . 6 . 1 4	認 定	棄 却 本件については、当審査会の画像及び病理標本の検討結果から中皮腫ではないと判断され、本件紡錘形細胞は認定申請者の主治医らの主張する中皮腫ではなく、結局、中皮腫を否定した環境大臣による医学的判定の結果は支持できると考える	認定申請者は、審査請求人の父 昭和9年、静岡県富士宮市で出生 昭和28年以降、建設業に従事 死亡年月は、平成19年1月(享年72歳)

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
5	岩手県盛岡市在住 69歳の男性	平. 1 8 . 8 . 1 7 (認定申請・・・ 平. 18. 4. 20)	中皮腫	平. 1 9 . 6 . 2 8	平. 1 9 . 7 . 1 4	認 定	原処分を取り消す 本件における免疫染色の結果からは、肺がんではなく中皮腫である可能性が強いと言えるが、これら免疫染色反応を主な根拠に中皮腫を否定した中環審石綿判定小委員会の審査は、その前提において誤っていた可能性がある。これに細胞診標本の所見を合わせて考慮すると、中皮腫である可能性が強く、さらに請求人資料を加えれば、法にいう中皮腫と認定しうる	認定申請者は、審査請求人の妻 昭和16年、岩手県下閉伊郡で出生 昭和35年以降、事務に従事 死亡年月は、平成18年8月(享年64歳) 裁決の詳細は、別添No. 3を参照
6	鹿児島県大島郡 在住 68歳の男性	平. 1 8 . 1 1 . 2 9 (認定申請・・・ 平. 18. 10. 12)	中皮腫	平. 1 9 . 8 . 3	平. 1 9 . 9 . 2 8	認 定	原処分を取り消す 本件については、中皮腫か否かを判定する資料としては、病理組織学的検査もなされておらず不十分と言わざるを得ないが、その故に請求人に不利益を負わせることは相当ではなく、画像診断の結果、中皮腫の可能性が高く他にこれを否定するに足りる資料もないので、法上の中皮腫と認定して差し支えない	認定申請者は、審査請求人の母 大正5年、鹿児島県大島郡で出生 職業歴については不詳 死亡年月は、平成18年10月(享年90歳) 裁決の詳細は、別添No. 4を参照